

## 引越しワンストップサービスを利用して八百津町から転出される方へ

(令和5年4月1日～)

八百津町在住中は、町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。

1. 他市町村に転出（新しい住所地に移った日）してから14日以内に転入手続きを行ってください。転出予定日から30日経過するとマイナンバーカードは失効いたします。  
【届出が遅れると過料に処せられることがありますのでご注意ください。（住民基本台帳法第51条の2）】
2. 転出予定日からは、八百津町に住所がないものとして取扱いします。
3. 引越しが取りやめになった場合、引越しする人が変わった場合は取消申請を行ってください。（転出予定日）以降に取消をされる方は、来庁にて転出取消を行ってください。
4. 転出される方で、窓口でのお手続きが必要な方は来庁ください。

	対象となる方	八百津町で必要な手続きなど 《担当課担当係》	八百津町来庁 必要性	新住所地で必要な手続き
1	印鑑登録をしている方	転出（予定）日以降は自動的に登録が廃止されます。ご自身で破棄してください。 《町民課窓口係》	不要	必要な方は新たに登録手続きを行ってください。
2	マイナンバーカードをお持ちの方		不要	マイナンバーカードを引き続きお使いいただくには、転入後に継続利用手続きが必要です。手続きにはカード及びカードの暗証番号が必要となります。詳細につきましては、新住所地にお尋ねください。
3	国民健康保険の加入者	被保険証を返却ください。（世帯主が転出の場合は保険税の精算となります。世帯主が変わる場合、被保険者全員の保険証をお持ちください。） 《町民課保険年金係》	要	「旧被扶養者異動連絡票」又は「特定同一世帯所属者異動連絡票」をお持ちの方は提出してください。
4	国民年金 加入者		不要	転入先年金係に確認してください。
	国民年金 受給者		不要	転入先年金係に確認してください。
5	児童手当を受けている方	受給者が児童と別居された場合は、ご連絡ください。 《町民課》	原則不要 ただし、左記の場合には要	転出（予定）日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 ※手続きが遅れると、手当てを受け取れない月が発生する場合があります。
6	児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書を持参し、児童扶養手当関係の転出手続きをしてください。転出により受給資格がなくなる場合も資格喪失の手続きをしてください。 《教育委員会子ども支援係》	要	児童扶養手当証書を持参し、児童扶養手当関係の転入手続きをしてください。その他必要な持ち物は転入先担当課に確認してください。
	特別児童扶養手当を受けている方		不要	転入先の福祉担当に確認してください。

	対象となる方	八百津町で必要な手続きなど	八百津町来庁 必要性	新住所地で必要な手続き
7	後期高齢者医療の加入者	◎県内へ転出 保険料の精算の案内を後日郵送させていただきます。 ◎県外へ転出 負担区分等証明書及び認定証明書等の交付申請をしてください。保険料の精算の案内を後日郵送させていただきます。 《町民課保険年金係》	要	◎県内へ転出 保険証をお持ちください。 ◎県外へ転出 保険証、負担区分等証明書及び認定証明書等を提示し、新しい保険証の交付手続きをしてください。
8	身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		不要	転入先の市町村担当課にお尋ねください。
9	福祉医療 ・乳幼児等 ・父子家庭 ・母子家庭等 ・重度 ・特別受給者 (身障4級) の助成を受けている方	『喪失届』を提出し、受給者証を返却してください。 《町民課保険年金係》	要	転入先の市町村担当課にお尋ねください。
10	特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けている方		不要	転入先の市町村担当課にお尋ねください。
11	保育園児のいる方	通っていた保育園に退園届を提出してください。	不要	転入先の市町村担当課にお尋ねください。
	児童クラブを利用している方	通っていた児童クラブで退所(利用終了)の手続きをしてください。	不要	
12	65歳以上の方	介護保険証を返却して下さい。保険料の精算の案内は後日郵送させていただきます。 《健康福祉課介護保険係》	要	転入先の市町村の介護保険担当課で新しい介護保険証の交付を受けてください。
13	介護保険でサービスを受けていた方(または要介護認定の申請中の方)	受給資格証明書の交付を受けてください。 自立支援医療受給者証・障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方は福祉係にて手続き内容を確認してください。 《健康福祉課介護保険係》	要	受給資格証明書を転入先の市町村の介護保険担当課に提出してください。
14	小学校児童・中学校生徒のいる方	学校で受け取ってください。 ・在学証明書(転校用) ・教科用図書給与証明書 ・引続き八百津町立の学校への通学を希望する方は、子ども支援係に相談してください。	要	転入先の教育委員会にお尋ねください。
15	上水道・下水道を使用されていた方	上・下水道料金の水道所有者・使用者変更届、水道使用休止届などを提出してください。(郵送可) 《水道環境課業務係》	不要	各市町村により制度が異なりますので、転入先の市町村担当課にお尋ねください。

	対象となる方	八百津町で必要な手続きなど	八百津町来庁 必要性	新住所地で必要な手続き
16	犬を飼っている方		不要	犬の鑑札を持って、転入先で犬の登録変更の手続きをしてください。
17	バイクや軽自動車をお持ちの方	八百津町のナンバープレートをお持ちの方は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑を持参して登録抹消手続きをしてください。 ・小型特殊自動車（農耕用車両等） ・バイク（125cc以下）  《町民課税務係》	不要	・バイク（125cc以下） 廃車証明書(登録抹消手続き後交付)印鑑を持参してナンバープレートの交付を受けてください。 ・バイク（125cc超） 新住所地の自動車検査登録事務所で変更の手続きをしてください。 ・軽自動車 新住所地の軽自動車協会に変更手続きをしてください。
18	未納の町税・保険料がある方	今後の納税について確認ください。 未納が続く場合は滞納処分となる場合があります。  《町民課税務係》	不要	
19	町県民税を納付している方	1月1日現在の住所地にその年度分の町県民税を納めることとなります。 したがって、転出時期によっては転出後もしばらく八百津町への納税期間が続くことがあります。 《町民課税務係》	不要	
20	防災行政無線をお持ちの方  タブレット端末『やおつーしん』をお持ちの方	戸別受信機を役場本庁または出張所に設置されている「小型家電回収BOX」へ、乾電池を外して入れていただくか、「不燃ごみ」として処分してください。  タブレット端末を役場本庁または出張所に返却してください。 返却の際「返還届出書」を提出してください。 《防災安全室》	要	
21	緊急通報装置を設置している方	緊急通報装置を健康福祉課(八百津町ファミリーセンター内)まで返却、またはご連絡ください。 《健康福祉課福祉係》	要	
22	町営住宅・町有住宅に入居されている方	転出前に、建設課までご連絡ください。 《建設課管理係》	要	

〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2

八百津町役場

TEL 0574-43-2111 (代)